飯塚市告示第321号

国民健康保険税納税通知書を送付したが、住所又は居所不明により返送され、他に住所又は居所が確認できないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、当該書類の送付にかえて次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は飯塚市市民環境部医療保険課に保管しているので、申し出があればいつでも交付する。

令和8年11月24日

飯塚市長　　武　井　政　一

1　送達する書類

国民健康保険税決定（更正）通知書

2　送達を受ける者の氏名　別紙のとおり

（令和８年度　６名）

（令和７年度　１名）

3　注意事項　　地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達した日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

公　示　送　達　書

令和　8年11月24日

下記の書類は、当市 医療保険課　　に保管してありますから

いつでもお受け取りください。

福岡県飯塚市長　　武井　政一

送達を受ける者の住所	送達を受ける者の氏名	年度	期別	調定番号	送達する書類の名称
	藤本　美香	令和　7年		50104613	国民健康保険税（普徴）税額変更通知書
	ＢＩＥＤＥＲＭＡＮＮ　ＡＮＮＡ	令和　8年		60276838	国民健康保険税（普徴）税額変更通知書
	美野　凌太	令和　8年		60290911	国民健康保険税（普徴）税額変更通知書
	曽川　禎次	令和　8年		60316911	国民健康保険税（普徴）税額変更通知書
	ＡＮＧＧＡ　ＤＷＩ　ＡＲＩＹＡＮＴＯ	令和　8年		60317861	国民健康保険税（普徴）税額変更通知書
	ＪＯＫＯ　ＰＵＲＮＯＭＯ	令和　8年		60317879	国民健康保険税（普徴）税額変更通知書
	ＹＵＤＡ　ＳＡＴＲＩＯ　ＰＲＡＴＡＭＡ	令和　8年		60319898	国民健康保険税（普徴）税額変更通知書

※　この送達書は黒色の電子公印を使用しています。

（注意）地方税法第２０条の２の規定により公示した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。